

令和元年度 中小企業向融資制度一覧表

一般社団法人 大阪銀行協会 銀行とりひき相談所
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-3-5 Tel (06) 6942-1612
本一覧表はホームページ (http://www.oba.or.jp/) でもご覧いただけます。
なお、銀行とりひき相談所では、銀行取引に関する各種ご相談やご照会をお受けしております。

- ☆ 融資の申込みは、直接ご自身が申込場所で行ってください。
- ☆ 利率等変更されることがあります。据置は返済期間に含まれます。また、掲載内容は各制度の概要ですので、詳細はご利用の際に融資機関等にご確認ください。

(令和元年7月1日現在)

◇ 一般事業資金

融資機関等	融資制度・対象・資金用途	限度額・利率	返済期間・返済方法	担保・連帯保証人	備考
日本政策金融公庫 (国民生活事業) https://www.jfc.go.jp/	一般貸付 事業を営むほとんどの業種の方の設備資金、運転資金	4,800万円(特定設備資金7,200万円) 基準利率(資金用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備)10年(特定設備資金20年)以内 うち据置期間2年以内 (運転)5年(特に必要な場合7年)以内 うち据置期間1年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) 商工会議所や商工会等の経営指導を受けている方で、商工会議所等の推薦を受けた方の設備資金、運転資金	2,000万円 特利F	(設備)10年以内 うち据置期間2年以内 (運転)7年以内 うち据置期間1年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 不要	申込場所 商工会議所、商工会等
生活衛生貸付	一般貸付 生活衛生関係の事業を営む方の設備資金	7,200万円 但し、クリーニング業1億2,000万円、興行場営業・サウナ営業2億円、一般営業公衆浴場業3億円、旅館業4億円 基準利率、特利A、特利B、特利C、一般公衆浴場の場合は特利E(資金用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	13年(一般公衆浴場業30年)以内 うち据置期間1年(返済期間7年超の場合2年)以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
	振興事業貸付 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方の設備資金、運転資金	(設備)1億5,000万円 但し、クリーニング業3億円、興行場営業・旅館業7億2,000万円 (運転)5,700万円 基準利率、特利A、特利B、特利C、特利J(資金用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備)20年以内 うち据置期間2年以内 (運転)7年以内 うち据置期間2年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
	生活衛生改善貸付 生活衛生同業組合等の経営指導を受けている方で、同組合等の推薦を受けた方の設備資金、運転資金	2,000万円 特利F	(設備)10年以内 うち据置期間2年以内 (運転)7年以内 うち据置期間1年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 不要	申込場所 生活衛生同業組合等

〔担保を不要とする融資〕 税務申告を2期以上行っている方は、原則として、法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は無担保・無保証人での融資を取扱っています。ご融資額は、4,800万円以内です。

支店および取扱区域

大阪支店 〒6315-0301 (北区、城東区、鶴見区、都島区、福島区) 玉出支店 〒6659-1261 (住之江区、住吉区、浪速区、西成区) 阿倍野支店 〒6621-1441 (阿倍野区、東住吉区、平野区、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、太子町、河南町、千早赤阪村)
十三支店 〒6305-1631 (淀川区、淀川区、池田市、豊中市、箕面市、豊能町、能勢町) 吹田支店 〒6319-2061 (東淀川区、茨木市、吹田市、摂津市、高槻市、島本町) 堺支店 〒672257-3600 (和泉市、泉大津市、大阪狭山市、河内長野市、堺市、高石市、忠岡町)
大阪西支店 〒6538-1401 (北花区、大正区、西区、港区) 守口支店 〒6993-6121 (旭区、交野市、門真市、四條畷市、寝屋川市、枚方市、守口市) 泉佐野支店 〒6702462-1355 (泉佐野市、貝塚市、岸和田市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)
大阪南支店 〒6211-7507 (生野区、中央区、天王寺区、東成区) 東大阪支店 〒6782-1321 (柏原市、大東市、東大阪市、八尾市) 事業資金相談ダイヤル 〒0120-154-505 (フリーダイヤル)

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課 〒6210-9508 http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/	小規模企業サポート資金(小規模資金) 原則として同一場所(府内)で同一事業を6ヵ月以上引続き営み、確定申告・決算に伴う納税状況を証することが可能である、従業員20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人)以下の会社、個人、組合に必要な設備資金、運転資金	2,000万円(既存の保証付融資残高を含む) 利率 年1.6% ※保証料 年0.5%~2.2%(経営状況等により異なる)	7年以内 据置6ヵ月以内 毎月元金均等分割返済	担保 原則、不要 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	申込場所 取扱金融機関 但し、民間金融機関と信用取引がない方等については府商工労働部中小企業支援室金融課、保証協会での申込みも可能
	小規模企業サポート資金(地域支援ネットワーク型) 小規模資金の条件に加え、主たる事業所が地域支援ネットワーク型取扱地域内にあり、次の①②③のいずれかに該当する方に必要な設備資金、運転資金 なお、融資後3年間、金融機関及び商工会議所・商工会のフォローアップがあります。 ①商工会議所等が6ヵ月以上の経営指導を行い、経営改善が見込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方 ②既に商工会議所等の会員となつて1年以上経過しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方 ③日本政策金融公庫のマル経融資を利用中の方で、商工会議所等が十分に業況を把握しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方	2,000万円(既存の保証付融資残高を含む) 利率 年1.4% ※保証料 年0.5%~2.2%(経営状況等により異なる)	7年以内 据置6ヵ月以内 毎月元金均等分割返済	担保 不要 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	申込場所 取扱金融機関 但し、経営指導内容証明書については、地域支援ネットワーク型取扱地域内の商工会議所・商工会 取扱金融機関及び取扱地域については、府商工労働部中小企業支援室金融課(〒6210-9508)にお問い合わせください。
大阪信用保証協会 http://www.egc-osaka.jp/	一般無担保保証 資本金3億円又は従業員300人(卸売業1億円又は100人、小売業5,000万円又は50人、サービス業5,000万円又は100人)以下の会社、個人、組合に対する融資(設備資金、運転資金)の信用保証 但し、府内で事業を営んでいること	8,000万円 利率 融資金融機関所定 ※保証料 年0.45%~1.9%(経営状況等により異なる)	(設備)7年以内 (運転)原則5年以内 原則分割返済	担保 不要 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	申込場所 取扱金融機関
	一般有担保保証	2億円(組合4億円) 利率 融資金融機関所定 ※保証料 年0.32%~1.62%(経営状況等により異なる)	(設備)20年以内 (運転)原則7年以内 原則分割返済	担保 不動産、その他 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	
当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証、経営安定関連保証、特定社債保証、災害関係保証、経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証、条件変更改善型借換保証、流動資産担保融資保証					
本支店名および取扱区域	本店 〒6131-7321 サポートオフィス 〒6260-1730 (大阪市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、松原市、河南町、太子町、千早赤阪村) 堺支店 〒672223-3011 (和泉市、泉大津市、大阪狭山市、貝塚市、河内長野市、岸和田市、堺市、泉南市、高石市、阪南市、熊取町、田尻町、忠岡町、岬町) 東大阪支店 〒6781-9511 (柏原市、東大阪市、八尾市)		門真支店 〒6906-2511 (交野市、門真市、四條畷市、大東市、寝屋川市、枚方市、守口市) 千里支店 〒6835-3005 (池田市、茨木市、吹田市、摂津市、高槻市、豊中市、箕面市、島本町、豊能町、能勢町)		

独立行政法人 福祉医療機構 大阪支店 医療貸付 〒6252-0219 福祉貸付 〒6252-0216 http://www.wam.go.jp/hp	医療貸付 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、医療従事者養成施設、助産所、指定訪問看護事業を営む法人、個人の①新築・増改築資金、②機械購入資金、③指定訪問看護事業に係る設置・整備資金、④長期運転資金	限度額及び融資率は対象施設により異なる 但し、対象施設及び用途により優遇措置あり 年0.20%~1.002% (対象施設・返済期間・資金種類により異なる)	①30年以内 据置3年以内(対象施設等により異なる) ②原則5年以内 据置6ヵ月以内(対象施設等により異なる) ③7年以内 据置1年以内 ④原則1年以上3年以内 据置6ヵ月以内(対象施設等により異なる) 毎月又は3ヵ月毎元金均等返済又は元利均等返済(元利均等返済は介護老人保健施設、介護医療院及び代理貸付を除く)	担保 不動産、その他 保証人 保証人を不要とする制度あり (日本赤十字社、社会医療法人については優遇措置あり)	申込場所(直接貸付) 独立行政法人 福祉医療機構(代理貸付) 銀行、信用金庫、信用組合、商工中金(但し、介護老人保健施設、介護医療院、特定の病院等は直接貸付)
	福祉貸付(直接貸付) 社会福祉法人等が行う、老人福祉法関連施設、障害者総合支援法関連施設、児童福祉法関連施設等の施設整備に必要な、①建築資金、②設備備品整備資金、③土地取得資金、④経営資金。なお、都道府県等の「意見書」を要する。(旧償還返済金は対象としない) (代理貸付) NPO法人又は営利法人等が行う、老人デイサービス、老人短期入所、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス福祉事業所等の施設整備に必要な、①建築資金、②設備備品整備資金、③土地取得資金、④経営資金。なお、都道府県等の「意見書」を要する。(旧償還返済金は対象としない)	機構の定める基準事業費より法的・制度的補助金等を控除した金額に融資率(対象施設により90%~70%)を乗じた金額 年0.202%~0.802% (対象施設・返済期間・資金種類により異なる)	(直接貸付) 20年以内(貸付金額等により異なる) 据置2年以内(返済期間等により異なる) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等で耐火構造のものは30年以内 据置3年以内 原則、毎月元金均等返済 (代理貸付) 20年以内(貸付金額等により異なる) 据置2年以内(返済期間等により異なる) 3ヵ月毎元金均等返済	担保 不動産 保証人 保証人を不要とする制度あり (日本赤十字社、社会医療法人及び地方公共団体により、元利金の全額について債務負担による助成がなされるものについては優遇措置あり)	申込場所(直接貸付) 独立行政法人 福祉医療機構(代理貸付) 銀行、信用金庫、信用組合、商工中金

◇ 経営力強化資金

融資機関等	融資制度・対象・資金用途	限度額・利率	返済期間・返済方法	担保・連帯保証人	備考
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	中小企業経営力強化資金 次のすべてに該当する方に必要な設備資金、運転資金 ①経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする方 ②自ら事業計画書の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	7,200万円(うち運転4,800万円) 基準利率、特利S (資金用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備)20年以内 うち据置期間2年以内 (運転)7年以内 うち据置期間2年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	中小企業経営力強化資金 次のすべてに該当する方に必要な設備資金、長期運転資金 ①経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする方 ②事業計画書を策定し、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	7億2,000万円(うち運転2億5,000万円) 利率 信用リスク・返済期間等に応じて適用	(設備)20年以内 うち据置期間2年以内 (運転)7年以内 うち据置期間2年以内 原則、元金均等返済	担保 有無・種類等は相談の上決定 保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の個人保証が必要となる	申込場所 日本政策金融公庫(中小企業事業)
大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課	チャレンジ応援資金(経営力強化資金) 府内で事業を営む中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その計画の実施状況を金融機関に対し報告(四半期毎)することができる方に必要な設備資金、運転資金(借換資金を含む)	2億円(組合4億円)(無担保8,000万円) 利率 融資金融機関所定 ※保証料 年0.45%~2.0%(経営状況等により異なる)	7年以内 据置1年以内 (運転のみ)5年以内 据置6ヵ月以内 (借換資金を含む場合)10年以内 毎月元金均等分割返済	担保 不動産、その他 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	申込場所 取扱金融機関
	チャレンジ応援資金(設備投資応援資金) 一般型 府内で事業を営む中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入する方に必要な設備資金、運転資金(備考欄参照) 計画認定型 一般型の条件に加え、以下のいずれかに該当する方に必要な設備資金、運転資金(備考欄参照) ①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画(備考欄参照)にかかる新事業活動を営む方 ②生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画(備考欄参照)に基づき、先端設備等の導入を図る方	2億円(無担保8,000万円) 利率 年1.2%以下の固定金利 ※保証料 一般型：年0.45%~1.9%(経営状況等により異なる) 計画認定型：年0.7% 但し、第4次産業革命関連設備(IoT関連機器、3次元積層技術関連機器等)の導入については、一般型は10%割引、計画認定型は一律で年0.6%に引下げとなります。	(設備)10年以内 うち据置期間2年以内(有担保)20年以内 据置1年以内 毎月元金均等分割返済	担保 有無・種類等は相談の上決定 保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の個人保証が必要となる	申込場所 取扱金融機関 運転資金 運転資金は、設備資金に付随するもので、設備資金の1/2以内(申込時に事業計画で資金内容を確認します)。また、運転資金のみのご利用はできません。計画認定型の利用資格②については運転資金の対象外です。 認定経営力向上計画 計画については、相談窓口(中小企業庁企画課(℡03-3501-1957))にお問い合わせください。 先端設備等導入計画 計画については、各市町村の所管課にお問い合わせください。

◇ 企業再建資金

日本政策金融公庫 (国民生活事業)	企業再建資金 企業の再建を図る方であって、一定の要件に当てはまる方に必要な設備資金、運転資金	7,200万円(うち運転4,800万円) 基準利率、特利A、特利C (資金用途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備)20年以内 うち据置期間2年以内 (運転)15年以内 うち据置期間2年以内(一定の要件を満たす場合は20年以内) 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	〔挑戦支援資本強化特別制度〕 上記に該当し、地域経済の活性化にかかる事業を行うこと、および税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること、のいずれにも当てはまる方、限度額 4,000万円	7億2,000万円 利率 信用リスク・返済期間等に応じて適用	利率 融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて貸付期間ごとに3区分の利率を適用 期間 5年1ヵ月以上15年以内、期限一括返済(利息は毎月払)。		本特例による債務について、金融検査上自己資本と看做すことができる。 本特例による債務については、法的倒産手続の開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く。)に劣後します。
	企業再建資金 経営改善や経営再建などに取り組む必要がある方であって、一定の要件に当てはまる方に必要な設備資金、長期運転資金	3億円(期限一括償還) 利率 適用した貸付制度に基づき、貸付後1年ごとに直近の業績に応じて、3区分の利率を適用	(設備)20年以内 うち据置期間2年以内 (運転)15年以内 うち据置期間2年以内(一定の要件を満たす場合は20年以内) 原則、元金均等返済	担保 有無・種類等は相談の上決定 保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の個人保証が必要となる	申込場所 日本政策金融公庫(中小企業事業)
	〔挑戦支援資本強化特別制度〕 直接貸付において、企業再生貸付(一部の制度を除く。)を利用される方で、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用又は雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方	3億円(期限一括償還) 利率 適用した貸付制度に基づき、貸付後1年ごとに直近の業績に応じて、3区分の利率を適用	企業再生貸付を適用した場合 期間 15年：5.95%、4.30%、0.40% 期間 10年：5.85%、4.20%、0.40% 期間 7年：5.80%、4.15%、0.40% 期間 5年1ヵ月：5.70%、4.05%、0.40%	担保・保証人 不要	本特例による債務について、金融検査上自己資本と看做すことができる。 本特例による債務については、法的倒産手続の開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く。)に劣後します。

◇ セーフティネット資金

融資機関等	融資制度・対象・資金用途	限度額・利率	返済期間・返済方法	担保・連帯保証人	備考
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	経営環境変化対応資金 社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している方に必要な設備資金、運転資金	4,800万円 (生活衛生セーフティネット貸付の経営環境変化対応資金は5,700万円(運転資金のみ)基準利率(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備) 15年以内 うち据置期間3年以内 (運転) 8年以内 うち据置期間3年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
	金融環境変化対応資金 金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来し、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方に必要な設備資金、運転資金	別枠4,000万円 基準利率(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備) 15年以内 うち据置期間3年以内 (運転) 8年以内 うち据置期間3年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
	取引企業倒産対応資金 取引企業など関連企業の倒産により、経営に困難を来している方に必要な運転資金	別枠3,000万円 基準利率(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)	8年以内 うち据置期間3年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	経営環境変化対応資金 社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来しているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方に必要な設備資金、長期運転資金	7億2,000万円 利率 信用リスク・返済期間等に応じて適用	(設備) 15年以内 うち据置期間3年以内 (運転) 8年以内 うち据置期間3年以内 原則、元金均等返済	担保 有無・種類等は相談の上決定 保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の個人保証が必要となる	申込場所 日本政策金融公庫(中小企業事業)
	金融環境変化対応資金 金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来しているが、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方に必要な設備資金、長期運転資金	別枠3億円 利率 信用リスク・返済期間等に応じて適用	(設備) 15年以内 うち据置期間3年以内 (運転) 8年以内 うち据置期間3年以内 原則、元金均等返済		
	取引企業倒産対応資金 取引企業の倒産に伴い、経営に困難を来している方に必要な長期運転資金	別枠1億5,000万円 利率 信用リスク・返済期間等に応じて適用	8年以内 うち据置期間3年以内 原則、元金均等返済		
大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課	経営安定サポート資金(経営安定資金) 府内で事業を営み、次のいずれかに該当するとして中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号に基づく市町村長の認定を受けた中小企業者の経営安定に必要な設備資金(①を除く)、運転資金 ①6ヵ月以上の業歴を有し、国が指定した再生手続開始申立等事業者に対し売掛金債権等を有する方 ②取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方 ③突発的災害(事故等)により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方 ④突発的災害(自然災害等)により影響を受ける特定の地域の方 ⑤国が指定する業種に属する事業を行っており、次のいずれかの認定要件を満たす方 a 最近3ヵ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方 b 製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方 ⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になると資金繰りが悪化している方	2億円 (無担保 8,000万円) 但し、⑤は原則 8,000万円) 利率 融資金融機関所定 保証料 年 0.9% 但し、⑤は年 0.8%	7年以内 据置1年(運転6ヵ月)以内 毎月元金均等分割返済	担保 不動産、その他 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	申込場所 取扱金融機関
	経営安定サポート資金(経営安定資金 危機関連) 府内で事業を営み、中小企業信用保険法第2条第6項に基づく市町村長の認定を受け、次のすべての要件に該当する中小企業者の経営安定に必要な設備資金、運転資金 ※本資金利用にあたり、「内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じている」旨の経済産業大臣の告示があることが前提です。 ①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方 ②原則として最近1ヵ月の売上高等が前年同期に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方	2億円 (無担保 8,000万円) 利率 融資金融機関所定 保証料 年 0.8%	7年以内 据置1年(運転6ヵ月)以内 毎月元金均等分割返済	担保 不動産、その他 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	申込場所 取扱金融機関
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 In(050)541-7171 http://www.smrj.go.jp/ kyosai/kyosai/	中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済) 中小企業倒産防止共済制度に加入しており、次の①から④の要件を全て満たす方で、当面の資金繰りに必要な運転資金 ①加入後6ヵ月以上を経過し、かつ6ヵ月以上の掛金を納付している ②共済契約者の直接の取引先事業者が倒産した ③取引先事業者の倒産により売掛金債権等(備考欄参照)の回収が困難となった ④倒産日から6ヵ月以内に共済金の貸付請求をしている	回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)のいずれか少ない額 貸付は無利子であるが、貸付を受けた共済金の額の10分の1に相当する額が、掛金総額から控除される	貸付額に応じて5~7年 ・貸付額5,000万円未満 5年(6ヵ月据置後、54回均等返済) ・貸付額5,000万円以上6,500万円未満 6年(6ヵ月据置後、66回均等返済) ・貸付額6,500万円以上8,000万円以下 7年(6ヵ月据置後、78回均等返済)	担保 不要 保証人 不要	加入申込場所 会員(組合員)となっている商工会議所・商工会・中小企業団体中央会、及び、現に融資取引のある銀行・信用金庫・信用組合・商工中金等 借入申込場所 金融機関から加入された方は、掛金の口座振替をしている金融機関支店。金融機関以外から加入された方は、加入された団体。 売掛金債権等 売掛金債権及び前渡金返還請求権をいう

◇ 海外展開・事業再編資金

融資機関等	融資制度・対象・資金用途	限度額・利率	返済期間・返済方法	担保・連帯保証人	備考
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	海外展開・事業再編資金 経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の全てに該当する方に必要な設備資金、運転資金 ①開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること ②本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること ③経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次のいずれかに該当すること a 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること b 原材料の供給事情により、海外展開をすること c 労働力不足により、海外展開をすること d 国内市場の縮小により海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 上記のほか、海外展開事業を再編される方又は海外展開事業の業況悪化等により本邦内における事業活動が影響を受けている方のいずれかであって、一定の要件を満たす場合も対象となります。	7,200万円(うち運転4,800万円) 基準利率、特利A、特利B(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備) 20年以内 うち据置期間2年以内 (運転) 7年以内 うち据置期間2年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)
	日本政策金融公庫 (中小企業事業)	海外展開資金・事業再編資金 経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の全てに該当する方に必要な設備資金、長期運転資金 ①開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること ②本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること ③経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次のいずれかに該当すること a 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること b 原材料の供給事情により、海外展開をすること c 労働力不足により、海外展開をすること d 国内市場の縮小により海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること 上記のほか、海外展開事業を再編される方又は海外展開事業の業況悪化等により本邦内における事業活動が影響を受けている方のいずれかであって、一定の要件を満たす場合も対象となります。	7億2,000万円(うち運転4億8,000万円) 利率 信用リスク・返済期間等に応じて適用	(設備) 20年以内 うち据置期間2年以内 (運転) 7年以内 うち据置期間2年以内 原則、元金均等返済	担保 有無・種類等は相談の上決定 保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の個人保証が必要となる

◇ 創業・第二創業・チャレンジ資金

融資機関等	融資制度・対象・資金用途	限度額・利率	返済期間・返済方法	担保・連帯保証人	備考	
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	新規開業資金 雇用の創出を伴う事業を始める等一定の要件を満たして新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方に必要な設備資金、運転資金	7,200万円(うち運転4,800万円) 基準利率、特利A、特利B、特利C(土地取得資金は基準利率)(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)	(設備) 20年以内 うち据置期間2年以内 (運転) 7年以内 うち据置期間2年以内 原則、毎月元金均等返済又は元利均等返済	担保・保証人 希望を伺いながら相談	申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)	
	女性、若者・シニア起業家資金 女性又は35歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方に必要な設備資金、運転資金 限度額7,200万円(うち運転4,800万円)、利率 基準利率、特利A、特利B、特利C(土地取得資金は基準利率)(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)。期間(設備) 20年以内うち据置期間2年以内、(運転) 7年以内うち据置期間2年以内、申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)					
	新事業活動促進資金 「経営革新計画」の承認を受けた方など新たに経営多角化・事業転換を図る方又は経営多角化・事業転換後おおむね5年以内の方に必要な設備資金、運転資金 限度額7,200万円(うち運転4,800万円)、利率 基準利率、特利A、特利B、特利C、特利P(土地取得資金は基準利率)(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)。期間(設備) 20年以内うち据置期間2年以内、(運転) 7年以内うち据置期間2年以内、申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)					
	再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) 廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方に必要な設備資金、運転資金 限度額7,200万円(うち運転4,800万円)、利率 基準利率、特利A、特利B(土地取得資金は基準利率)(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)。期間(設備) 20年以内うち据置期間2年以内、(運転) 7年以内うち据置期間2年以内、申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業)					
生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を創業する方又は創業後おおむね7年以内の方に必要な設備資金、運転資金 限度額 表面の一般事業資金の日本政策金融公庫(国民生活事業)の生活衛生貸付「一般貸付」又は「振興事業貸付」に同じ、利率 基準利率、特利A、特利B、特利C(資金使途、返済期間、担保の有無等により異なる)、期間(設備) 20年以内うち据置期間2年以内、(運転) 7年以内うち据置期間2年以内、申込場所 日本政策金融公庫(国民生活事業) ※運転資金は、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方に限ります。					
【新創業融資制度】 【挑戦支援資本強化特別制度】	一定の要件に該当する場合は、3,000万円(うち運転資金1,500万円)まで無担保・無保証人で利用できる取扱いあり 創業や新規事業等へ取組む方で、一定の要件を満たす方、限度額4,000万円、利率 融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて貸付期間ごとに3区分の利率を適用、期間 5年1ヵ月以上15年以内、期間一括返済(利息は毎月払)					
大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課	【開業サポート資金(開業資金A・B)】女性・若者・シニア・UIJターン特例あり(※) 府内で創業に関する具体的な計画を有し、次のいずれかに該当する方の創業又は創業後に必要な設備資金、運転資金 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に個人で創業する方、又は個人で創業後5年未満の方 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して創業する方、又は会社設立後5年未満の方 ③中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2ヵ月以内に新たに中小企業の会社を設立して創業する方 ④会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、創業後5年未満の方	【開業資金A・地域支援ネットワーク型A】 2,000万円 【開業資金B・地域支援ネットワーク型B】 1,500万円(創業前、創業後2ヵ月未満の方は自己資金額の範囲内) ※A・Bの併用 3,500万円	7年以内 据置1年以内 毎月元金均等分割返済	担保 不要 ●保証人 原則として(個人)不要(会社)代表者以外不要	申込場所 【開業資金A・B】 府商工労働部中小企業支援室金融課、保証協会、各市町村(大阪府を除く)中小企業金融担当課(但し、事業所が居住地がある市町村)、取扱金融機関 【地域支援ネットワーク型A・B】 開業サポート資金(地域支援ネットワーク型)取扱金融機関	
	【開業サポート資金(地域支援ネットワーク型A・B)】女性・若者・シニア・UIJターン特例あり(※) 府内で創業に関する具体的な計画を有し、主たる事業所の所在地が地域支援ネットワーク型取扱地域内にあり、次のいずれかに該当する方の創業又は創業後に必要な設備資金、運転資金 なお、融資後3年間、金融機関、商工会・商工会議所および公益財団法人大阪産業局のフォローアップがあります。 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に個人で創業する方、又は個人で創業後1年未満の方 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して創業する方、又は会社設立後1年未満の方 ③事業を営んでいない個人で、個人で事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用の方、または創業後1年以内(開業時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方 ④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用の会社、または会社設立後1年以内(会社設立時を含む)に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社 ※自己資金要件 ①②の場合で、創業前、創業後2ヵ月未満の方は、以下の自己資金が必要です。 開業資金A・B:1/5以上 地域支援ネットワーク型A・B:原則1/10以上	【開業資金A・B】 利率 年1.4% 保証料 年1.0% 【地域支援ネットワーク型A・B】 利率 年1.2% 保証料 A:年0.5% B:年0.6%			※以下の条件に該当する方は、利率を定率より0.2%割引くものとします。 女性：事業主が女性であること 若者：事業主が、受付時点で35歳未満であること シニア：事業主が、受付時点で55歳以上であること UIJターン該当者：受付時より過去1年以内、東京都(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県)で在住していた方が、府内で創業をするものであること ※開業サポート資金(地域支援ネットワーク型A) 産業競争力強化法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長が発行する証明書を有する方は、融資申込可能期間について、特例を受けることができます。 詳細は府商工労働部中小企業支援室金融課(In6210-9508)にお問い合わせください。	

◇ 本表掲載以外にも、各種融資制度があります。

(注)※【保証料率の弾力化】保証料率は、決算内容等をもとに保証協会が決定します。有担保の場合は0.1%の割引他、平成30年度より、責任共有保証料率(有担保)については、10%の割引を実施しています(有担保のみの制度は、割引後の料率を表示)。また、会社法に定める会計参与を設置し財務諸表(直近決算書等)を作成されている法人については、一部の制度を除き0.1%の割引があります。なお、制度により、一定の要件に該当した場合には定率の保証料率が適用されることがあります。詳細は、保証協会にお問い合わせください。
●「連帯保証人の取扱い」原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要となります。但し、実質経営者、営業許可名義人、同一事業に従事している配偶者、事業承継予定者等は連帯保証人になっていただく場合があります。